

東久留米市勤労市民共済会 理事会だより

令和6年8月1日発行

東久留米市勤労市民共済会会員 各位

東久留米市勤労市民共済会
会長 篠宮 貞樹

東久留米市勤労市民共済会の『解散方針』を決定

大暑の候、会員の皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。さて、本年5月21日に開催の令和6年度第1回理事会において、当共済会の「解散方針」を決定いたしましたのでご報告申し上げます。

当共済会は、当時の経済の好転を背景に、平成21年には事業所数約700所、会員数約2千人の規模となっていました。しかし、その後の景気の低迷及び事業主や従業員の高齢化、令和2年からの新型コロナウイルスの影響などにより、年次的に会員が減少し、令和6年4月には会員数1219人とピーク時から769人が減少し、61%の水準になっています。今後の予測では、令和7年度の後半に1000人を割ることも考えられます。また、財政に目を向けると、高齢化や担い手不足による廃業などから会員の減少が続き、会の主たる財源である会費収入の減少が恒常化し大変厳しい財政状況が続いてきました。そこで、令和5年度以降、月額会費を500円から700円に値上げさせていただいたところ会費収入は約250万円増加し、前年度には収入不足を補うために繰り入れた事業運営基金を、令和5年度は繰り入れずに済みました。しかし、会員減少が続く中では厳しい財政状況を一気に好転させることができず、令和6年度は事務費の節減・事業の縮小・周年記念事業基金を廃止しての繰り入れなどを行い、何とか予算を組むことができました。

こうした状況を踏まえ、本年5月21日開催の令和6年度第1回東久留米市勤労市民共済会理事会において、「今後の勤労市民共済会の運営」について慎重な議論を重ねました。理事会の基本的なスタンスとして、①会費の更なる値上げは困難 ②事業の大幅な縮小・削減は共済会の存在価値を無くす…ということを前提に令和7年度の予算編成や事業継続を検討ところ、大変に心苦しく難しい判断となりましたが、解散方針を決定するに至りました。現下の厳しい財政状況をご理解くださるようお願い申し上げますとともに、苦渋の判断を選択せざるを得なかったことを深くお詫び申し上げます。

【令和7年度予算について】

令和7年度予算は、以下の状況により編成が困難と判断しました。

- 令和6年度に続き、令和7年度も100人を超える会員減少が続くと見込まれる

2. 会員減少により、令和7年度は約100万円の会費収入の減少が見込まれる
3. 万が一の際に備える事業運営基金は、残額が約24万円とほぼ底をついている
4. 事業運営基金を含んだ予算を試算したところ、約109万円の収入不足が生じる
5. 上記の収入不足を補う財源が確保できない
6. 事業運営に使用しているパソコンリース代の債務が約161万円残っている

令和7年度予算の試算								
【歳入】	令和6年度	令和7年度	【歳出】	令和6年度	令和7年度	【差引】	令和6年度	令和7年度
入会金	50,000	50,000	人件費	7,484,000	7,534,000	歳入	35,292,000	33,823,000
会費	9,618,000	8,593,000	一般管理費	10,225,000	10,375,000	歳出	35,292,000	34,916,000
補助金	13,474,000	13,674,000	事業費	9,098,000	9,000,000	差引	0	-1,093,000
事業収入	6,196,000	6,150,000	共済掛金	2,652,000	2,370,000			
繰入金	845,000	247,000	給付金	5,505,000	5,505,000			
共済金	5,075,000	5,075,000	返還金	31,000	31,000			
繰越金	1,000	1,000	予備費	296,000	100,000			
雑収入	33,000	33,000	基金積立金	1,000	1,000			
合計	35,292,000	33,823,000	合計	35,292,000	34,916,000			
						【債務】	パソコン機器リース代金 (60月の分割契約)の残債	
							令和7年4月以降	1,617,000

6年度末でサービス業務を終了、7年度中に解散のスケジュール

解散方針の決定により、今後は以下のスケジュールを基本に事業運営を進めます。

- 会員への説明会…… 8月20日(火)午後7時から、市役所701会議室
- 第2回理事会……10月11日(金)解散の議案上程、7年度予算編成方針
- 第3回理事会…… 2月14日(金)7年度事業計画・予算等
- サービス終了…… 3月28日(金)会員へのサービス業務を終了
- 清算業務開始…… 4月1日(火)解散に向けた清算業務～9月末まで
- 共済会の解散…… 9月30日(火)

=== 令和7年度以降のサービスについて ===

当共済会のサービス業務は令和6年度末で終了しますが、令和7年度以降の新たなサービスについて検討するうえで参考とするため、右のQRコードからアンケートにご回答ください。できるだけ多くの方にご回答をいただきたいので、ご協力をお願いいたします。
アンケート期限：令和6年8月31日まで



『給付金等の各種申請は
今年度中に事務局へ』

連絡先 勤労市民共済会 事務局
電話 042-470-7777 (内)4951
担当 師岡、但馬